

事業説明書

令和8年8月18日

事業名称	飯野Ⅱ-31号線(1工区)道路改良工事	事業担当課名
事業場所	佐倉市飯野地先	道路建設課
事業概要	工事延長 L=284m	
	1.道路土工 一式	
	2.地盤改良工 路床安定処理(t=450mm) A=2,070㎡	
	3.舗装工(車道部) 下層路盤 RC-40 t=220mm A=2,110㎡	
	上層路盤 HMS-25 t=150mm A=2,110㎡	
	(歩道部) 透水性開粒度As13mm A=540㎡、再生密粒度As13mm A=408㎡	
	4.法面工 防草シート A=680㎡、植生マット A=90㎡	
	5.排水構造物工 フレキャストL型側溝 L=15m、街渠側溝B400×H500～1300 L=517m	
	フレキャストボックス B500×H500 L=8.2m、フレキャストボックス B800×H500～1400 L=27.8m	
	6.縁石工 歩車道境界ブロック L=423m、地先境界ブロック L=433m	
事業期間	契約日 から 令和9年3月15日 まで	
事業説明内容	1. 一般的事項	
	・本工事に伴う補償は、原則として受注者に対処していただきます。補償等の恐れがある場合は、市監督職員と協議して下さい。	
	・関係官公庁の許可申請書・許可書・届出書の写しを準備期間内に提出して下さい。 (建設重機の使用・消防署への届出・建設残土等の関係も含む)	
	・本工事に関する施工管理は、千葉県土木工事施工管理基準(令和7年度版)によるものとします。	
	・安全訓練に関する計画書を施工計画書とともに提出して下さい。	
	・建設業退職金共済証紙購入状況報告書を契約締結後、30日以内に提出して下さい。又、「建設業退職金制度適用事業主工事現場」の標識(シール)を掲示して下さい。	
	・建設業に関する関係法令及びその他関係法令を厳守し実施して下さい。	
	・本工事の仕様書及び図面等を、熟知の上、入札に応じて下さい。	
	・佐倉市工事検査要綱及び佐倉市工事中間検査基準の定めにより、中間検査を実施します。	
	・低入札価格調査制度調査対象事業に該当した場合は、中間検査の指定対象事業とします。	
	・本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づく対象建設工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事となります。	
	・請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、監理技術者又は主任技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。	
	・工事実績情報サービス(CORINS)に基づき契約締結後、土曜日・日曜日・祝日等を除き10日以内に監督員の確認を受けた上で登録して下さい。	
	・工事目的物及び工事材料を次に示す内容で、火災保険、土木工事保険その他の保険に附し、証券又はこれに代わるものの写しを提出してください。 (1)被保険者 発注者、受注者及びその全下請け人 (2)保険金額 請負代金額 (3)保険期間 工事着手のときから工事引渡しまでの期間 または、(1)～(3)と同等の内容の年間保険契約	
	・その他本工事に関し、疑義が生じた場合は、市監督員と協議し進めて下さい。	
	2. 設計図書に関する事項	
	・本事業に関する質問書は、令和8年8月25日午後5時までにFAXまたは電子メールで提出して下さい。提出は時間厳守とし、提出の際には速やかに事業担当まで受信有無の確認をして下さい。なお、質問のない場合は、提出の必要はありません。	
	・電子メールで質問書を送付する場合は、件名に事業名及び質問書である旨を記載して下さい。 本文には、事業名、担当者名、返信先を記入の上、質問書を添付してお送り下さい。 (件名の記載例：【質問書】飯野Ⅱ-31号線(1工区)道路改良工事)	
	・本事業の質問に対する回答書は、令和8年8月27日午後5時までにFAXまたは電子メールで送付します。	
	3. 施工条件	
	・建設資機材を保管する場所は、受注者において確保して下さい。	
	・境界杭は着手前に確認し、工事により杭が移動した場合は受注者の責により復元し、監督職員の確認を得て下さい。	
	4. 担当部署・連絡先	
	土木部 道路建設課 建設班	
	TEL：043-484-6157 FAX：043-486-2505	
	メールアドレス(組織メール)：dourokensetsu@city.sakura.lg.jp	

